



危険物安全週間



危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に6月8日(日)～6月14日(土)までの1週間、推進標語「**危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る**」を合言葉に「危険物安全週間」を実施します。

危険物は、みなさんの身近なものに使用されており、代表的なものとしては、**ガソリン**や**軽油**、ストーブ等の燃料として使用される**灯油**があります。その他にも、消毒用アルコールや化粧品、ヘアスプレー、制汗スプレーの中にも危険物として消防法の規制を受けるものがあります。

危険物は、発火や引火しやすい性質をもっており、火災危険の高い物質です。危険物の流出や火災等の事故が発生すると周囲に甚大な被害を与える場合があります。貯蔵や取扱いには注意が必要です。

消毒用アルコール等の危険物から発生する可燃性の蒸気は、引火しやすく、また、空気より重いため低所に滞留しやすい特性があります。必ず、製品の取扱い時の注意事項を確認し、安全な方法で取扱いましょう。



お問い合わせは、高田消防署（0745-25-0119）

まで、お気軽にお問い合わせください！